

大阪地方最低賃金審議会

第314回総会

議事録

平成27年度

大阪地方最低賃金審議会総会

第314回本審議会議事録

1 日 時

平成27年8月6日（木）午前10時55分～同11時15分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

高瀬委員、富田委員、長尾委員、服部委員、深井委員、

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、櫛田委員、楠本委員、中井（寛）委員

（使用者代表委員）

中井（正）委員、中野委員、西田委員、吉田委員

（事務局）

中沖局長、高井労働基準部長、谷本賃金課長、古田主任賃金指導官、船間賃金指導官、

星島賃金指導官、那須専門監督官、飯田最低賃金第1係長、福谷賃金主任

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正に係る要望について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

(開会 午前10時55分)

古田主任

それでは、定刻より少し早いようでございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから本年度第4回、第314回の総会を開催させていただきます。

傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、公益を代表する水島委員、使用者を代表する近藤委員、古谷委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会が有効に成立していることにつきましてご報告を申し上げます。

それでは、会長、議事の進行のほうよろしくお願いいたします。

富田会長

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事1の大阪府最低賃金の改正に係る要望についてに入ります。

事務局から説明してください。

古田主任

それでは、労働団体等からの最低賃金に係る要請についてでございます。

資料の1ページからの資料1と資料2をごらんください。

これは、大阪府最低賃金額時給1,000円の早期実現を求めるものとしたしまして、おおさかパルコープ労働組合から提出されました意見書及び36名分の個人署名でございます。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

富田会長

それでは、議事2の大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

まず、目安について事務局から説明してください。

谷本課長

それでは、事務局のほうから最低賃金の目安についてご紹介させていただきます。

座ってご説明をさせていただきます。

前回、7月30日の総会に間に合いませんでした、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会会長に提示されました地域最低賃金の引き上げ目安についてご紹介をさせていただきます。

お手元に平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)といった資料をお配りしてお

るかと思いますが、それをごらんください。

まず、提示のありました目安額からごらんになっていただきたいと思います。別紙1と書かれた文面です。1ページ目です。

ごらんのとおり、Aランク、これは大阪ほか4都府県でございますが、19円、Bランクが18円、Cランク16円、Dランク16円、これは本年7月28日付けで出されました目安小委員会の報告内容どおりでございます。

再度、答申本文に戻っていただきまして、この答申本文によりますと、項目番号1に記載されておりますとおり、目安額に対する労使の主張の隔たりが大きく、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかったため、公益見解が示されたということでございます。

また、答申文の項目番号2、3、4、5、これらにつきましては昨年の書きぶりとはほぼ同内容となっております。このうち項目番号3では、今後の地方最低賃金審議会での審議の結果を重大な関心を持って見守ることとしたいということ、項目番号4におきましては、政府における経済財政運営と改革の基本方針2015等に掲げられました経済の好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業、小規模事業場の生産性向上を初めとする中小企業、小規模事業所に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望するといったこと、そして項目番号5におきましては、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、発注時における特段の配慮を要望するということでございます。

再度、1ページ、別紙1をごらんください。

この1ページの番号2のところに審議の経緯が記載されております。

2の(1)には、目安審議において、経済財政運営と改革の基本方針などについても特段の配慮をした上、とりわけ平成26年度において消費者物価が上昇していること、影響率が高まる傾向にあることなど、諸般の事情を総合的に勘案して審議したとあります。

そして、同じく2の(2)には、生活保護水準と最低賃金の比較では乖離が生じていないことが確認されたということでございます。

それから、この答申文には記載されておりませんが、参考までに申し上げたいことが3点ございます。

1点目でございますが、これら引き上げ目安額の全国加重平均は18円で、昨年の加重平均16円を2円上回る金額であるということです。

それから、2点目でございます。このたびの目安額どおりに最低賃金が決定されますと、最低賃金額が時間給で決定されるようになりました平成14年以来、最高額となる引き上げとなります。

それから、3点目です。今年度は、都市部と地方との賃金格差にも配慮し、その結果、特にBからDといった経済ランク付けの道府県の目安額の底上げがなされ、これら地域の目安額は平成14年以来、最高額となっております。

以上、3点でございます。

そのほか、答申本文の別紙2には、目安小委員会の審議における労使見解、公益見解等が記載されております。この内容につきましては、またお読みになっていただきまして、本日本におきましてはご紹介を割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

それでは、次に大阪府最低賃金専門部会の審議結果について事務局から説明してください。

谷本課長

事務局からご説明します。

それでは、机上にお配りしております大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書をごらんください。

中身、内容につきまして読み上げさせていただきます。

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書。

これは大阪府最低賃金専門部会会長から大阪地方最低賃金審議会会長宛て出された報告書でございます。

読み上げます。

当専門部会は、平成27年7月9日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、下記のとおり結論に達したので報告する。

なお、大阪府最低賃金の改正が中小企業等に与える影響を十分に把握した上で、効果的な周知広報、履行確保に努めること、中小企業等の生産性向上に対する支援について、現状及び新たな施策の広報と利用を確実に効果的に行うことを要請する。

また、別紙のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基つき最新のデータにより比較したところ、平成25年10月18日発効の大阪府最低賃金（時間額819円）は平成25年度の大阪府の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

記としまして

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間858円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

法定どおり
以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。
ただいま事務局から説明のありました内容に関しまして何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
どうぞ。

中井（正）委員

すみません。今の大阪、それから中央の答申を超えるものではありませんけれども、重ねてお願いできたらということで申し述べさせていただきたいと思います。

特に大阪の中小企業の現況というのはかなり厳しい状況になっているということで、報告のほうにお書きいただいたとおり、中小企業における生産性向上施策への支援、これは確実に実施していくという方向でお願いできたらというところでございます。

それから、中央の目安答申で書かれております5番目のところ、行政機関が民間企業に業務委託を行う場合、最低賃金の履行に支障が生じないように特段の配慮というところを大阪地域においても重ねてお願いしたいというところでございます。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。
今二点の要望がありましたので、事務局のほうで対応をよろしく申し上げます。
はい。では、井尻委員、お願いします。

井尻委員

昨日の専門部会におきまして全会一致で確認できたということについては、本当にうれしく思っております。先ほど中井委員からお話もございましたけれども、このような審議結果を導き出したのも、女性労働者の賃上げ、底上げ、そして中小企業の支援施策に対して、本当に労使一致で取り組んでいくということや、この後、答申の中で申し上げていただけたと思いますが、大阪労働局長への答申の中にそれらを盛り込むことができたということについては、大変意義深いものと思っておりますし、公益の先生方、使用者側の委員の皆様方の英断に対して率直に感謝を申し上げたいと思っております。
以上でございます。

富田会長

ありがとうございました。
今の点も、事務局のほうで対応すべきことはよろしく願いいたします。
ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

それでは、先ほどの報告のとおり、本年度地域別最低賃金の改正につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られました。最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、本日配付しました大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の議決をもって当審議会としての答申が既に行われていることを報告いたします。

中沖局長

今年度の大阪府最低賃金の改正につきまして、公労使各側委員の大変なご尽力の結果、全会一致でご答申を賜ることができました。本当にありがとうございます。

大阪労働局といたしましては、この答申を踏まえ、今後、早期発効に向けまして所要の進めまして、また改正後の周知広報あるいは履行確保につきましても全力を挙げて取り組んでまいります。本日はどうもありがとうございました。

富田会長

それでは、今後の手続について事務局から説明してください。

古田主任

それでは、今後の手続につきましてご説明を申し上げます。

昨日8月5日付けで審議会の答申の要旨及び異議の申し出につきまして公示をいたしました。

異議申し出の締め切り日は8月20日木曜日となり、異議申し出がございますと、8月21日金曜日に開催予定の本年度第5回総会におきまして、異議申し出について諮問し、ご審議をお願いすることとなります。

なお、当初、委員の皆様方には第5回総会は8月24日開催予定とお伝えしておりましたが、昨日、答申をいただきましたことによりまして、第5回の総会は8月21日に変更させていただきます。

なお、開催時間は午前8時45分からを予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

富田会長

ただいまの説明についてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

(な し)

富田会長

最後に、労働者を代表する委員、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

富田会長

使用者を代表する委員、何かございませんか。よろしいですか。

(な し)

富田会長

事務局から何かございませんか。

(な し)

富田会長

それでは、本日の議事録の署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は中井委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の総会は、異議申し出があれば、8月21日金曜日、午前8時45分から開催することといたします。

委員の皆様には、お忙しい中、大変お暑い中、ご出席いただき、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午前11時15分)